

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）に係る課税の見直し		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	レポ特例の対象取引について、近年のレポ取引の実状にあわせた見直しを行うこと。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>クロスボーダーのレポ取引への非居住者等の参加を促すことで、多様で厚みのある投資家層を形成し、短期金融市場の安定化、金融機関の資金調達の安定化を図るとともに、日本市場の更なる活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>クロスボーダーのレポ取引については、金融機関の短期資金の調達を円滑にするという観点から、外国金融機関等が本邦金融機関等から受取るレポ差額は非課税とされているところ（レポ特例）。</p> <p>しかしながら、現行、本特例の対象は、本邦金融機関等と外国金融機関等との取引に限定されており、短資会社や清算機関（外国清算機関含む）等の行うクロスボーダーのレポ取引が阻害されているとの指摘がある。</p> <p>したがって、上記政策目的を達成するためには、クロスボーダーのレポ取引に対して、税制が阻害要因とならないよう見直しを行うことが必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１．市場インフラの構築のための制度・環境整備
		政策の達成目標	クロスボーダーのレポ取引に係る阻害要因を排除すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様。
	政策目標の達成状況	－	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	金融機関以外の非居住者等に適用される見込みである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行では本特例の適用対象となっていない者が日本市場においてクロスボーダーのレポ取引を行うようになり、短期金融市場の安定化、金融機関の資金調達の安定化及び日本市場の活性化に繋がると考えられる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
要望の措置の妥当性		現行措置の見直しを求めるものであり、予算その他の措置によって実現することはできない。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>&lt;参考：クロスボーダーのレポ取引の平均残高&gt;</p> <p>平成 14 年度 4 兆 2,928 億円（導入時）</p> <p>平成 16 年度 16 兆 4,136 億円（延長時）</p> <p>平成 18 年度 22 兆 6,813 億円（再延長時）</p> <p>平成 20 年度 20 兆 7,801 億円（恒久化時）</p> <p>平成 22 年度 9 兆 3,529 億円（リーマンショック後）</p> <p>平成 24 年度 16 兆 3,683 億円</p> <p>平成 26 年度 27 兆 8,223 億円</p> <p>平成 27 年度 28 兆 7,076 億円</p> <p>（出所）日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買現先」月末残高</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	現在、クロスボーダーのレポ取引の大半は、本特例の適用対象者のみによって行われているため、有効である。
	前回要望時の達成目標	非居住者等のレポ取引への参加を促進し、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 14 年度に、本特例創設（適用期限 2 年）。</li> <li>・平成 16・18 年度に、適用期限が各々 2 年延長。</li> <li>・平成 20 年度に、恒久化。</li> <li>・平成 28 年度に、本特例の適用対象の拡大を要望。</li> </ul>	